

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 4 号

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の
一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（令和元年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「及び第6号から第11号まで」を「、第6号から第10号まで及び第12号」に改める。

第9条第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第3号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。